

港則法第39条の第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年7月22日

京 浜 港 長（公印書略）

京浜港横浜区第1区みなとみらい地区臨港パーク東方海域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第1区みなとみらい地区臨港パーク東方海域において、みなとみらいスマートフェスティバルが行われるため、下記により船舶の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期 間

令和4年8月2日（火）

午後5時30分から、花火の打ち上げが終了し、安全が確保されるまでの間（午後8時00分予定）

2 区 域（別図参照）

次の各点を順次に結んだ線及び岸線により囲まれた海域（世界測地系）

- イ 北緯35度27分49.6秒、東経139度38分18.4秒
- ロ 北緯35度27分54.5秒、東経139度38分22.0秒
- ハ 北緯35度28分01.0秒、東経139度38分28.6秒
- ニ 北緯35度28分01.0秒、東経139度38分38.9秒
- ホ 北緯35度27分54.8秒、東経139度38分46.5秒
- へ 北緯35度27分48.6秒、東経139度38分54.1秒
- ト 北緯35度27分40.2秒、東経139度38分54.1秒
- チ 北緯35度27分34.2秒、東経139度38分46.8秒
- リ 北緯35度27分34.2秒、東経139度38分32.1秒
- ヌ 北緯35度27分34.2秒、東経139度38分17.5秒

3 標 識（別図参照）

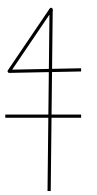
上記2の各地点及びチとり、リとヌの各間に赤旗及び青色閃光灯付オレンジ塗浮標が設置される。

4 禁止事項

船舶は、上記1の期間中、2の区域内を航行及び停泊してはならない。ただし、港長が許可した船舶及び海上保安庁巡視船艇を除く。

5 備 考

行事区域周辺では、「警戒船」の看板及び赤旗の設置並びに青色閃光灯を点灯（夜間）した警戒船が臨港パーク前面海域に15隻、北・東各水堤周辺に11隻、ベイブリッジ橋脚周辺に2隻、計28隻が配備される。



瑞穂ふ頭

ハ

ニ

ロ

ホ

イ

ヘ

みなとみらい地区

臨港パーク

ト

ヌ

リ

チ

新港ふ頭



航泊禁止区域



赤旗及び青色閃光灯付オレンジ色浮標